

## 鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 号中「、鎌倉市消防職員消友会」を「及び鎌倉市消防職員消友会」に改め、「及び鎌倉市職員組合」及び「及び組合費」を削る。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。